（狩猟免許の申請等）

第四十八条　（略）

2　前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（電磁的方法で記録されたものを含む。）

3～5　（略）

（狩猟者登録の申請等）

第六十五条　（略）

2　法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一　（略）

二　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（電磁的方法で記録されたものを含む。）

三～五　（略）

3～6　（略）

7　前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（電磁的方法で記録されたものを含む。）を添えなければならない。

8～13　（略）

（狩猟免許の申請等）

第四十八条　（略）

2　前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

3～5　（略）

（狩猟者登録の申請等）

第六十五条　（略）

2　法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一　（略）

二　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚

三～五　（略）

3～6　（略）

7　前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚を添えなければならない。

8～13　（略）

附　則

この省令は、令和七年三月一日から施行する。